

戦国大名長宗我部氏の城下岡豊おこうの市町

小林 健太郎

【要約】 小稿は、筆者がこの数年来進めている戦国末～近世初頭の土佐国における地方的中心集落に関する歴史地理学的研究の一環として、戦国大名長宗我部氏の城下岡豊の商業地区であった岡豊新町の景観を復原し、その特色と盛衰を検討しようとするものである。

『長宗我部地検帳』によれば、岡豊新町は七二筆の屋敷地から構成され、その総面積は三町二反三〇代勺であった。この町並は岡豊城下の核心部にあたる岡豊城東麓の沖積低地に位置し、南北方向の街路に沿う町並と東西方向の街路に沿う町並とに分れ、両者は屋敷名諸人の構成やプランのうえで異なった特色を有していた。この相違は、町並建設の時代と背景の違いを反映するものと考えられる。

岡豊新町は、一六世紀末の土佐国にみられた二〇余ヶ所の地方的中心集落の中では最大の規模を有するものの一つではあったが、まだ土佐一国を領域とする地方都市にまでは成長していなかった。

史料 六一巻六号 一九七八年十一月

はじめに

わが国の都市発達史上、戦国末～近世初頭の時期は一大画期をなすものであり、これまでも数多くの先学によって、京都をはじめ各地の城下町や寺内町、港町などについて研究が深められてきたが、この時期にその原型がつくられ、近世の在町へと展開して、わが国の結節地域構造の底辺を支えていった地方的中心集落についてはほとんど研究の手が伸びず、この時期の都市発達を総体的・構造的に把握するのを困難にしている。このような研究水準の跛行をいくらかでも打開すべく、筆者はこれまでに、福井平野^①、尾張平野^②、萩藩領を対象として若干の考察を試み、近年は『長宗我部地検帳』を

手懸りとして、天正年間の土佐国における市町に地方的中心集落の研究を進めている。ここに報告する戦国大名長宗我部氏の城下、岡豊の市町もまたその一環をなすものである。

一方、一九六八年以降、戦国大名朝倉氏の城下一乗谷で発掘調査が進められ、その成果が公表されるにつれて、次第に戦国大名の城下町の実態が解明されてきてはいるが、一乗谷の発掘調査も、今日までのところ朝倉氏の居館跡や武家屋敷跡地に限られており、これらと並んで城下町の重要な構成要素となっていた町屋地区に市町についてはほとんど知られていない。本報告は、このような状況を一步でも打開すべく、戦国大名の城下町研究にひとつの事例を提供し、初期城下町から近世城下町への展開を考察する手懸りを得ようとするものでもある。

岡豊城下については、すでに松本豊寿氏によって優れた論考が発表されており、そこで同氏は、岡豊を「分国大名級の初期城下町」と位置付けたうえで、「岡豊城周辺の給人居住域は、形態的には分散したワイラ群を形成し解体期の豪族屋敷村の性格をいえない以上、城下町という都市的集落の部分域として、他と峻別さるべき固有の城下集落域を形成するものではなかった」こと、「城下市町も狭少で、第一型市町より第二型のそれへの中間移行の過渡的様相をしめし」、「領主的手工業者も、在村職人が多く農村工業と未分離である」ことを指摘して、これらは戦国期の初期城下町を特色付けるものであったと述べている。

筆者の研究自体、同氏の論考に導かれたものであり、現地調査にあたっては同氏から数多くの教示を得た訳で、岡豊の位置付け、評価についても基本的には同氏のそれと大差ないのであるが、筆者は、戦国末期の土佐国における地方的中心集落について、それぞれの景観を復元的に研究し、その成衰を考察したうえで、それらの成果をふまえて中心地論的な観点から検討を加えてみたいと考えている。そのためには、岡豊についても、これまでに報告した諸事例とほぼ同じ程度の精度をもった復元的研究が必要となる。

長宗我部氏代々の居城が築かれていた岡豊山は、四国山地の前山から突出した標高九七メートルの分離丘陵で、高知平

野の北縁部、浦戸湾奥の高知市街と物部川谷口の土佐山田町中心市街とのほぼ中間に位置している。現在は南国市大字八幡に属し、南麓を国分川が西流している。この岡豊山一帯は、古くは『和名抄』記載の長岡郡江村郷に属し、天正一六年（二五八八）に実施された長宗我部検地でも、江村郷として地検帳が作成された。

この『江村郷御地検帳』（以下、単に『地検帳』と略す）は、冒頭の

タツハナハテ南ハ□□堺ラツメテ

一所四十代 出七代三分
下々内一代二分荒

下崎ノ村 普兵衛作
寺 領

以下、同様の記載様式で郷内の屋敷や田畑荒地等を登録している。このうち、地筆面積の肩書として記載されている「タツハナハテ」は、その地筆の所在地を示すホノキ名であり、『地検帳』記載のホノキ名のうちかなりのものは、今日もお小字名として伝えられている。一方、地筆名請人の肩書として記されている「下崎ノ村」は、その地筆の所在地を含む村落の名称であり、筆者はこの村落を長宗我部地検帳の単位となっている郷村と区別するため、小村と呼ぶことにしたい。小村の名称は、その多くが今日もなお村落の呼称として残されているが、中には小字名としてのみ残存するものもあれば、すでに消滅してしまったものもある。

① 拙稿「中世城館の歴史地理学的考察——戦国大名領国の地域構造研究への試み——」『人文地理』一五一四、一九六三年。

② 拙稿「大名領国成立期における中心集落の形成——尾張平野の事例研究による検討——」『史林』四八一、一九六五年。

③ 拙稿「近世初頭萩藩領における市町の分布と類型区分」西村睦男編『藩領の歴史地理——萩藩——』大明堂、一九六八年所収。

拙稿「近世初頭萩藩領における地方的中心集落の構造」『人文（大教養部）』一四、一九六八年。

④ 拙稿「近世初頭土佐国における地方的中心集落（その一）」『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』柳原書店、一九七一年所収。

拙稿「戦国末期土佐国における地方的中心集落——吾川郡弘岡市——」『人文地理』二四一五、一九七二年。

拙稿「戦国末期土佐国における地方的中心集落——高岡郡黒岩新町の事例研究——」『都市の歴史地理』歴史地理学会紀要一九、一九七七年所収。

拙稿「戦国末期土佐国における地方的中心集落——香我美郡山田市の事例研究——」藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究（上）』大明堂、一九七八年所収。

⑤ 足羽町教育委員会『一乗谷朝倉氏遺跡Ⅰ・Ⅱ』一九六九・七一年。
福井県教育委員会『一乗谷朝倉氏遺跡ⅢⅣⅤ』一九七二・七八年。

石井 進『中世武士団』日本の歴史二、小学館、一九七四年。

水藤 真『復原された城下町——朝倉氏の一乗谷——』峰岸純夫編

『地方文化の新展開』地方文化の日本史五、文一総合出版、一九七八年所収。

⑥ 松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館、一九六七年、

一四〇～一五八ページ。

一 『長宗我部地検帳』にみる岡豊新町

岡豊城下の『地検帳』①は、小村清山寺村の十一月一日検地部分に、

新町 市ヤシキ

一、二一代三分才 中ヤシキ 内二代三分荒
（所） 畠石へ寄進

同（清山寺村）本久武分 新左衛門扣る

御 直 分

（ ）内は筆者注。以下同じ。

を筆頭として、「新町」というホノキ名を注記された屋敷を三五筆連続して登録している。これらの屋敷のうち、二筆目から一二筆目までの屋敷はいずれも「同しノ南」という注記を有することから、これらの屋敷が北から南へ向って順次配列していたことが知られる。これに続く一三筆目は「新町市ヤシキ東小路イテアイ」と注記され、一四筆目以降の屋敷は二二筆中一六筆までが「同し北」と注記されている。残る六筆は「同しの東」と注記されたものが四筆、「同しノ西」と注記されたものが二筆であるが、これらの注記と登録順序を検討して相互の位置関係を想定すると、一三筆目以降の屋敷は南北走する街路の東側に南から北へ向って順次配列し、六筆の屋敷が街道に面した屋敷の背後（東側）に位置していたものと推定され、前述の一二筆目までの屋敷は街路の西側に並んでいたものと考えられる。この南北街路の東側の市ヤシキを東町、西側の市ヤシキを西町と呼ぶことにする。

『地検帳』はさらに、南北街路の屋敷に続いて、ホノキ「西山タ」、「東ヲノ」、「寺前」、「ナイホウ」、「ナカラカキ」

⑦ 松本豊寿氏は、「給人的ヤシキ所有」、「小商工人の非独立なヤシキ用益」の優越を第一型市町の特質とし、「小商人的町屋敷保有」が第二型市町の特徴であると述べている（前掲書八一・八二ページ）。

⑧ 山本 大『長宗我部地検帳 長岡郡下』解説、高知県立図書館、一九五九年、七九七ページ。

の田畠屋敷二八筆をはさんだのに続けて、

同し（ナカラカキ）ノ南新町市ヤシキ

一、老反 上ヤシキ
(所)

三日

同しノ西市ヤシキ

一、拾九代四分 上ヤシキ

以下、「同しノ西市ヤシキ」と注記された屋敷を一八筆登録している。この後には、

ヲノ、前□西チ東チ

一、五段拾五代四分勺 川成川原
(所) 定芝フチ

同しノ東古川川イエ

一、卅貳代三分 下畠

同しノ東

一、卅貳代三分 下畠

の三筆をはさんで、再び

新町市ヤシキ

一、拾代 出六代四分
(所) 上ヤシキ

同しノ東 本廿代 市ヤシキ

一、拾七代二分勺 上ヤシキ

同（清山寺村）目代六衛門扣

同 し

（小野民部丞給）

同 次郎四郎扣る

同 し

同（清山寺村）

久武内 蔵助 給

同 又衛門作

御 散 田

同 又衛門

小野殿 論 所

同（清山寺村）又衛門扣る

御 直 分

同 与三衛門扣る

御 直 分

と「新町市ヤシキ」が登録され、今度は「同しノ東」と注記された屋敷が一七筆連続して、最後は、

同しノ東 本十代ヤシキ 市ヤシキ江村郷東ノサカイ

一、九代四分 上ヤシキ

(前)

同 (滑山寺村) 主作

同 し

(算所算衛門給)

で終っている。このことは、「目代六衛門扣」の屋敷以下の一九筆が東から西へ向って順次配列し、「又衛門扣ゐ」以下の一八筆が西から東へ向って順番に並んでいたことを示している。

しかし、これらの記載だけでは、二列の屋敷地相互の位置関係は不明である。この点について、松本豊寿氏は当初、「目代六衛門扣」屋敷以下の屋敷列を東西街路の南側に想定し、その後一転して北側に改められたが、その根拠は明示されていない。この点に関連して筆者は、「市ヤシキ」の最後尾に続いて登録されているホノキ「北川原」の九筆に注目したい。これら九筆の総面積は一町四〇代勺で、そこには三筆、二反四一四分四勺の下ヤシキと、三筆、二反四四分の畠があるが、田地は一筆も含まれておらず、残りの五反四三四分はすべて荒、定芝、川原、川成となっている。このような地目構成は、ホノキ「北川原」が河川沿いの微高地、すなわち自然堤防上に位置していたことを示すものであり、この自然堤防は、現在、国分川北岸の小字「中川原」の南半部を占めて東西に伸びている自然堤防に相当するものと推定される。また、三筆の屋敷のうち一筆は、

北川原東ヲ限江村郷東へ廿枝郷

同 (滑山寺村) 主居

一、廿六代一分勺 下ヤシキ

(前)

同 し

(算所算衛門給)

と登録されているもので、この屋敷がホノキ「北川原」の東端に位置し、その東辺は東隣の廿枝郷に接していたこと、およびこの屋敷が算所算衛門の主居屋敷であったことを示している。一方、前述した一連の市ヤシキの最後尾に登録されている屋敷もまた江村郷の「東ノサカイ」に位置して廿枝郷に接していたのであり、この屋敷は算所算衛門が主作する給地であった。これらのことから、筆者は、「又衛門扣ゐ」以下西から東へ向って登録されている屋敷列は、国分川北岸の自

然堤防上に位置していたホノキ「北川原」の北側に接して、東西街路の南側に配列していたものと想定した。従って、「目代六衛門扣」以下東から西へ向って登録されている屋敷列は、これと向きあって東西街路の北側に並んでいたことになる。前者を南町、後者を北町と呼ぶことにする。

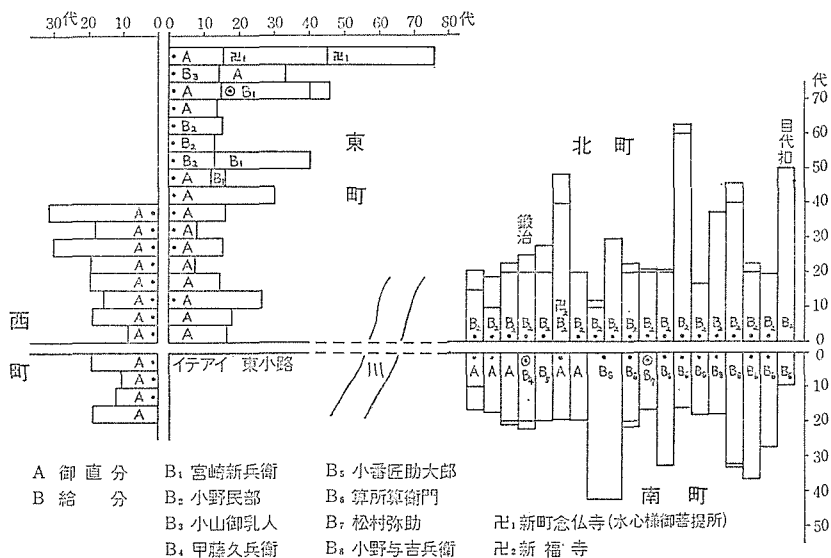
それでは、南北街路と東西街路との位置関係はどのようになっていたのであろうか。この点に関する手懸りの第一は、北町の市ヤシキに続いて登録されている三筆の土地（前掲）であり、これらの土地のホノキは「ヲノム前」と記されている。五反余の面積を有する最初の地筆は「川^{定芝}原^{フナ}」と記され、二番目の地筆には「古川川イエ」と注記されている。この「川イエ」は「川癒え」であり、以前には河川敷であったことを示すものであろう。東西街路の延長部はこれらの地筆の間を西方へ伸び、そこには川が流れていたものと想定される。

第二の手懸りは、南北街路と東西街路との間に登録されているホノキ「東ヲノ」であり、そこには「東小野御土居」と呼ばれる土居があった。前記三筆のホノキ名「ヲノム前」は、このホノキ「東ヲノ」や「東小野御土居」と関連するものであろう。第三には、東町の冒頭に登録されている市ヤシキに「東小路イテアイ」と注記されていることが注目される。この注記は、東町の南端に「東小路」と呼ばれた街路があり、この街路と南北街路とが交叉していたが故に「イテアイ」、すなわち「出合い」と呼ばれたことを示すものと考えられる。「イテアイ」という注記は西町の八筆目に登録されている市ヤシキにもみられ、両者は相互に対応するものであったと考えられる。

以上の三点を総合すると、南北街路と「東小路」との交点「イテアイ」から東方へ分岐していた「東小路」の延長が、東西街路の西方への延長とながり、その間には川が流れていて、川岸の草地（定芝）や田畠が両者を隔てていたものと想定される。以上の想定をもとに、岡豊城下の市町、すなわち岡豊新町の屋敷配列と屋敷面積を图示したのが第一図で、岡豊新町は南北方向と東西方向に伸びる二筋の町並から構成され、両者の間は川や草地、田畠等によって隔てられていた。第一表は、『地検帳』の記載をもとに、岡豊新町の屋敷の構成を、新町を除く清山寺村、およびこれに隣接する八幡・

江村・吉田の各小村に登録されている屋敷と対比して示したものであり、岡豊新町は南北街路に沿った三五筆の屋敷（面積一町二反三代二分才）と東西街路に沿った三七筆の屋敷（面積一町九反四代四分才）、合計七二筆の屋敷（面積三町二反三〇代勺）から構成されていた。

これらの屋敷の品等別構成を見ると、東西街路沿いの屋敷がすべて上屋敷となっているのに対し、南北街路沿いでは上屋敷八筆、中屋敷二三筆、下屋敷二筆、それに荒ヤシキとヤシキ定芝が各一筆と多様な構成を示していること、および南北街路沿いの上屋敷がすべて東町の北端に集中していることが注目される。両街路沿いにみられるこのような屋敷品等構成の差異は、後述するように、両街路における町立て事情の違いによるものと考えられるが、それはともかく、岡豊新町全体では、全屋敷数の六二・五パーセントを占める四五筆が上屋敷であり、中屋敷もまた三一・九パーセントに達している。このように、上位品等の屋敷が圧倒的に多いこともまた岡豊新町の特色をなすものであり、上屋敷と中屋敷とを合わせた構成比は、新町を除く清山寺村でこそ五五・六パーセントと過半を占めるものの、八幡村では四四・四パーセント、江村では四七・一パーセントと半



第1図 岡豊新町の屋敷配列と屋敷面積

第1表 岡豊新町と隣接小村の屋敷構成

小 村 名			基本面積	出分面積	合計面積	屋敷数	平均面積	屋敷品等別屋敷数（単位：筆）				
								上屋敷	中屋敷	下屋敷	下々屋敷	その他
岡豊新町	南北街路	西 町	4.反24.代001	反 代	4.反24.代001	12筆	112.分0		10	1		1 ¹⁾
		東 町	8. 3. 4	5. 4	8. 9. 2	23	106. 8	8	13	1		1 ²⁾
		小 計	12. 27. 401	5. 4	12. 33. 201	35	108. 6	8	23	2		2
	東西街路	北 町	9. 38. 401	1. 5. 4	10. 44. 201	19	171. 9	19				
南 町		8. 40. 5	11. 3	9. 2. 2	18	150. 8	18					
小 計		18. 29. 301	1. 17. 1	19. 46. 401	37	161. 6	37					
合 計			31. 7. 11	1. 22. 5	32. 30. 01	72	133. 6	45	23	2		2
清 山 寺 村 (除新町)	八 幡 村	村	42. 4. 101	9. 34. 3	51. 38. 401	45	345. 2	12	13	18	1	1 ³⁾
		村	19. 27. 01	7. 42. 21	27. 19. 3	54	152. 2	13	11	25	3	2 ³⁾
		村	23. 25. 1	3. 9. 4	26. 34. 5	34	288. 5	10	6	9	9	
		田 村	25. 26. 1	11. 11. 0	36. 37. 1	63	175. 0	2	14	22	25	

小 村 名		面積規模 ⁴⁾ 別 屋 敷 数 (単位：筆)								注)『江村郷御地検帳』天正16年(1588)による。
		<10代	10～20代	20～30代	30～40代	40代～1反	1～1.5反	1.5～2反	2反<	
岡豊新町	南北街路	西 町	1	9		2				
		東 町	3	14	4	2				
		小 計	4	23	4	4				
	東西街路	北 町		4	10	1	2	2		
南 町		1	9	4	3			1		
小 計		1	13	14	4	2	2	1		
合 計		5	36	18	8	2	2	1		
清 山 寺 村 (除新町)	八 幡 村	村	7	11	5	7	6	5	1	
		村	5	13	15	10	5	6		1
		村		2	7	10	7	6		2
		田 村	4	14	21	14	4	3	3	

注) 『江村郷御地検帳』天正16年(1588)による。

- 1) 荒ヤンキ
- 2) ヤンキ定芝
- 3) 山島ヤンキ
- 4) 屋敷の面積規模は基本面積と出分面積を合せた合計面積で区分。

数にも及ばず、吉田村に至っては二五・四パーセントにすぎない。

次に屋敷の面積規模別構成をみると、南北街路沿いでは一〇～二〇代のものが圧倒的に多く、東町と西町との間には構成上の差がほとんどない。これに対し、東西街路沿いの場合には、北町では二〇～三〇代の屋敷が多いのに南町では一〇～二〇代の屋敷が多いという差がみられ、四〇代以上の屋敷も、北町では四筆を数えるのに南町では一筆にすぎない。両街路間にこのような差異を含みながらも、岡豊新町全体では三〇代未満の小規模な屋敷が一・九パーセントと高い構成比を示すのに対し、その他の小村では比較的規模の大きい屋敷の構成比が高くなり、面積一反以上の屋敷もかなりの数にのぼっている。

屋敷面積の登録でもうひとつ注目されるのは、東西街路沿いに二〇代前後の屋敷が非常に多いことである（第一図参照）。この場合、北町では基本面積が二〇代と登録されている屋敷が八筆を数え、その二倍に当る四〇代の基本面積を有するものが二筆、三倍に当る一町一〇代の屋敷が一筆あり、その他「本廿代」と注記されている屋敷が一筆、「本四十代」と注記されている屋敷が一筆ある。一方、南町の場合には、基本面積二〇代の屋敷は三筆にすぎないが、「本廿代地」と注記された屋敷は八筆を数え、「本四十代地」と注記された屋敷も二筆ある。さらに、南町で最大の登録面積を有する屋敷は、

同（新町）ノ東 本武反地 五ヤシキノ分 市ヤシキ

同（清山寺村）大郎三郎扣る

一、〇、壹反卅五代 上ヤシキ
（所）

算 所 算 術 門 給

と記されていて、この地筆がもとは二反の面積を有し、五屋敷分の区画であったことが知られる。このことは、一屋敷分の敷地が二〇代を基本とするものであったことを示している。このほか、二〇代の半分に相当する一〇代を単位とする屋敷が北町に二筆、南町に一筆あり、南町には「本三十代地 二ヤシキ市ヤシキ」と注記された屋敷も一筆ある。このような『地検帳』の記載は、松本豊寿氏も指摘されたように、二〇代を基準とする均等な町割の実施を示すものと考えられるが、ここではさらに、このような『地検帳』の記載が、東西街路沿いの北町と南町に限ってみられ、南北街路沿いにはみ

られないことをも注意しておきたい。

『地検帳』の記載から得られるもう一つの情報は各地筆の名請関係であり、松本豊寿氏はこの点を市町の類型区分における重要な指標としておられる。^⑤岡豊新町における屋敷の名請関係は、A御直分とB給分とに大別され、後者には八人の給人名が記されている。その分布は第一図に注記した通り、南北街路沿いでは御直分が卓越し、東西街路沿いでは給分が卓越している。これをさらに立入って検討してみると、南北街路沿いにみられる御直分二六筆のうち、一一筆には「本久武分」あるいは「本久武本地」・「本久武内蔵分」と注記されており、かつてはこれらの屋敷が、長宗我部氏譜代の重臣として政權の中核で活躍していた久武氏の給地であったことを示している。同様に、「本公文九郎衛門ト申」、「本公文分」と注記された御直分が計二筆、「本吉田次郎左衛門分」と注記された御直分が七筆あり、「〇〇分」との注記を有しない御直分は六筆にすぎない。しかも、この六筆のうち二筆は西町の南端に位置し、残る四筆は東町の北端に位置している訳で、南北街路沿い中央部の屋敷はすべて、以前には久武・公文・吉田といった有力給人の給地だったものが、いつかの時点で御直分化されたことになる。松本豊寿氏はこの御直分化を、有力給人による市屋敷所有の否定、国主長宗我部氏による市場集落の公権的支配の進行を示すものと解しておられ、筆者もまた基本的にはそのように理解する訳であるが、御直分のうち西町の南端から五筆と東町の南端から四筆の計九筆には、「奏者給ニ久武本扣」と注記されていることから、長宗我部氏は『地検帳』当時市場集落の公権的支配を進めつつも、なお御直分化した屋敷の一部を「奏者」という職務に対する給地に充当するという状況にあったものと考えたい。

このように屋敷の御直分化が顕著であった南北街路沿いでも、東町の北半分にはなお七筆の給分地が残されており、その一画には給人宮崎新兵衛の主居屋敷が含まれていたこと、東町北端の東側には「水心様御菩提所」と注記された新町念仏寺があり、これに隣接する御直分地四筆はいずれも「本〇〇分」の注記を有せず、その屋敷品等が上屋敷となっていることにも注意しておきたい。

これに対し、東西街路沿いの屋敷では給分が圧倒的に多く、御直分は南町の西部に五筆みられるにすぎない。これらの御直分には「本〇〇分」の注記がなく、町立て当初からの御直分であったことを示している。給分では、北町の全屋敷が、新福寺の寺中をも含めて、在地の有力給人である小野民部の給地となっていたのに対して、南町の東半部では算所算衛門の給地が卓越し、しかもこの算所算衛門は、前述したように、南町東端の南側に接する地区に主居屋敷を登録された給人であったことが注目される。

屋敷地の名請関係でもう一点注目されるのは、御直分・給分を問わず、ほとんどの屋敷に扣主名が記されていることであり、これらの扣主は大部分が無姓者であり、「扣ゑ」と記されていて自らの扣地に居住していたことを示している。このような居屋敷は、第一図に分布を示したように、南北街路沿いでは扣地二九筆中二四筆に及び、東西街路沿いでは扣地三三筆中二八筆に達している。これに主居屋敷と寺中を加えると、『地検帳』当時の岡豊新町には明屋敷はごくわずかにしかみられなかったことになる。

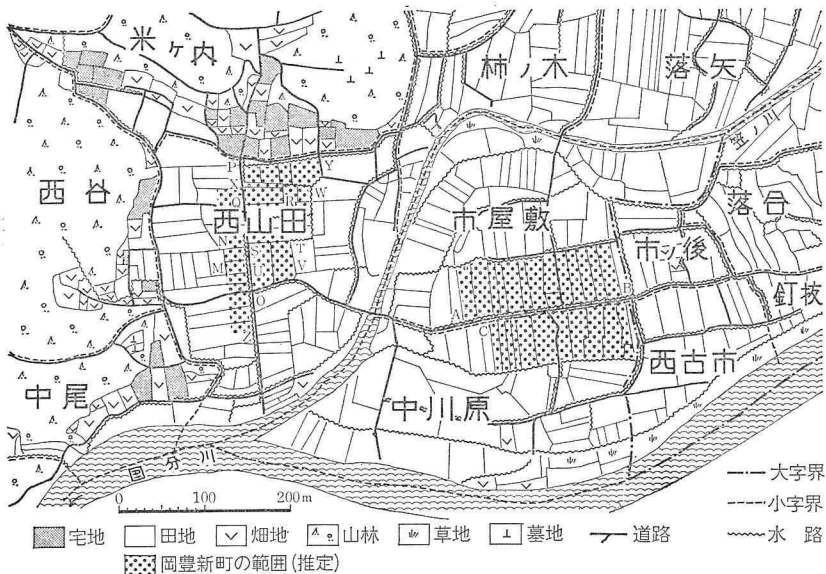
- ① 『長宗我部地検帳 長岡郡下』（高知県立図書館、一九五九年）所収の「江村郷御地検帳」を高知県立図書館所蔵の原本と照合したものを使用。従って、以下の引用部分には刊本とは異なる部分が含まれているが、その部分は原本照合によって訂正したものである。
- ② 松本豊寿、前掲書、一五四ページ。
- ③ 島田豊寿「岡豊市町について」『土佐史談』一三六、一九七三年、二ページ。
- ④ 松本豊寿、前掲書一五四ページ。
- ⑤ 松本豊寿、前掲書八一・八二ページ。前章注⑥参照。
- ⑥ 横川末吉「長宗我部地検帳「久武内蔵助」給地の研究——長宗我部政権の一面——」『土佐史談』九五、一九五九年。
- ⑦ 横川末吉『長宗我部地検帳の研究』高知市立市民図書館、一九六一年、一六五―一九九ページ。
- ⑧ 小野民部は、岡豊城の北西〇・七キロメートルに位置する小村小野村に、面積一反三三代の土居屋敷を登録されているのをはじめ、同村に同人給の屋敷や田畠を数多く集中させている。

二 岡豊新町の位置とプラン

次に問題となるのは岡豊新町の現地比定であり、松本豊寿氏は「岡豊新町市屋敷の位置は、国分寺と岡豊城を結ぶ通路

の中間にあり、城麓より約五〇〇メートル東方の国府川北岸の低地にある」と述べておられる。第二図は南国市役所所蔵の地籍図をもとに、明治二〇年頃と推定される地籍図作成当時の土地割と土地利用を復原して示したもので、国分川の北方、笠ノ川の南岸に「市屋敷」という小字名がみられる。松本氏の現地比定はこの小字名によるものであろう。

「市屋敷」という小字名が有力な手懸りとなることは確かであり、その南に接する小字「中川原」の南半部には、前述したホノキ「北川原」の自然堤防に相当する微高地が存在する訳で、岡豊新町の東西方向の町並をこの地区に比定することに異論はない。しかし、南北方向の町並をもこの地区に含ませることはできない。『地帳帳』が南北方向の町並に続いてホノキ「西山タ」の田畠を登録していることは前述した通りであるが、このホノキ名は第二図の小字「西山田」に相当するものであろう。小字「西山田」の中央には南北方向の道路が走っており、その南端は国分川と笠ノ川の合流点に達している。この南北道路と小字「西山田」の中央で直交する道路は、東方へ約四〇メートル進んだ後南東方へ屈曲し、笠ノ川を渡った後再び東へ向きを変えて小字「市屋敷」の南辺を画して東進している。その延長は大



第2図 岡豊城下核心部付近の土地割と土地利用（明治前期）

字国分の領域に入って国分寺の門前まで続いている。このような道路の状況は、第一図に示した南北街路と東西街路のパターンときわめてよく対応するものであり、小字「西山田」中央の十字路が『地検帳』にいう「イテアイ」に相当するものと考えられる。

それではそれぞれの町並は現在のどの部分に想定されるのであろうか。小字「西山田」中央の南北道路と小字「市屋敷」南辺の東西道路が、それぞれ岡豊新町の南北街路と東西街路に対応することは、前述したパターンの類似から容易に推定される。そこでまず注目されるのは、小字「市屋敷」の南辺を限る東西道路に沿って、その南北両側に短辺を道路に接する短冊型の土地割を示す水田が認められることであり、道路北側の短冊型土地割の奥行を計測してみると、その平均値は六五メートルとなる。この値は『地検帳』の検地竿では三四・〇間に相当する。そこで『地検帳』の東西街路北町の部分に登録されている一九筆の市ヤシキの総面積一町四代二分才（三、二六六・二五分）を三四・〇間で割ると、その値は九六・一間、すなわち一八三・五メートルとなる。この長さは、北町を構成する市ヤシキの間口の総延長を示すもので、第二図上A―Bの長さに相当する。一方、道路の南側につらなる短冊型土地割の平均的奥行を求めると、その値は六〇メートル（『地検帳』検地竿では三一・四間）となる。この地区に想定される東西街路南町の市ヤシキ一八筆分の総面積九反二代二分（二、七四分）を三一・四間で割ると、南町市ヤシキの間口の総延長は八六・四間（二六四・九メートル）となり、第二図ではC―Bの長さに相当する。短冊型の土地区画はBの東側に南北とも各一筆ずつみられ、A・Cの西方にもやや変形したものではあるが数筆認められる訳で、上述の計算と計測によって割出した町並の範囲は短冊型土地割のみられる地区全域に及ぶものではないが、この地区に東西街路沿いの町並を想定しても不自然ではなからう。

これに対して、南北街路が想定される小字「西山田」中央の南北道路沿いでは、小字「市屋敷」にみられたような短冊型の土地割は認められない訳で、この地区での町並想定を困難にしているが、一応次のように考えてみた。第一図に示したように、東町を構成する屋敷は、南北街路に面するもの一七筆と、その背後に位置するもの六筆とに分けられる。そこ

で前者のみの総面積を『地検帳』から算出すると五反一八代四分(一、六二三分)となる。一方、前述のように『地検帳』記載の「イテアイ」と想定した十字路〇点と、小字「西山田」の北端にあたるP点との間の距離を計測すると一四〇メートルで、これは『地検帳』検地竿の七三・三間に相当する。この長さで前記の面積を割った値二二・〇間(四二・〇メートル)は、南北街路に面した屋敷の平均奥行ということになる。ところがこの平均奥行に対応する土地割は存在しない訳で、第二図Q—R間の長さは四五メートル(二三・六間)、S—T間の長さは四七・五メートル(二四・九間)、U—V間の長さは五〇メートル(二六・二間)と、いずれも前記の平均奥行より若干長くなっている。

そこで、前掲第一図で想定した屋敷配列をもとに、東町を構成する屋敷列のうち、南北街路に面する屋敷のみからなる南端から九筆目までの屋敷が一ブロックをなすものと考え、このブロックの奥行が第二図U—V間の長さであったと仮定すると、これら九筆の総面積三反四代四分(九二八分)をU—V間の長さ二六・二間で割った値、三五・四間(六七・六メートル)がこのブロックの間口延長ということになる。

次に、その北側に続く屋敷列のうち、南北街路に面した屋敷七筆とその背後(東側)に位置する屋敷四筆とで一ブロックをなすものと想定し、このブロックの東辺は第二図のW点を通って南北流している小水路によって区画されていたものと仮定する。そこでQ—W間の長さを計測すると七五メートル(三九・三間)となり、この長さでこれら一一筆の総面積三反二九代三分勺(一、〇七七・五分)を割ると、このブロックの間口延長は二七・四間(五二・三メートル)と算出される。

この間口延長二七・四間と、前述した第一のブロックの間口延長三五・四間とを合計した値六二・八間(一一九・九メートル)は、第二図のO—X間の長さとして一致する。

従って、残るP—X間の長さ一〇・五間(二〇メートル)が東町北端の屋敷の間口に相当することになる。いま、東町北端の屋敷とその東側に続く新町念仏寺の屋敷地二筆、計三筆の面積を『地検帳』から算出すると一反二五代五分(四五五分)となり、これをP—X間の長さで割った値四三・三間(八二・七メートル)はこれら三筆の屋敷地の東西幅を示す訳で

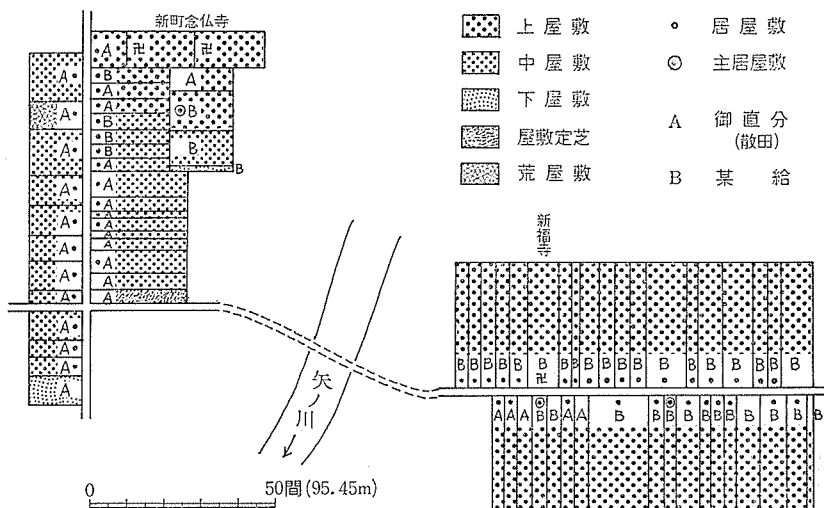
あるが、この長さは第二図のP—Y間の長さにはほぼ対応している。

以上の操作によって想定された東町の範囲は第二図に示した通りで、東町内部の個々の屋敷割はともかく、東町全体の輪郭は、明治前期の地籍図に明示され、現在までも遺存しているこの地区の土地割ときわめてよく対応することが注目される。

残るは南北街路西町であり、これを構成する屋敷は、「イテアイ」を境に、以北の八筆と以南の四筆とに分けられる。それぞれの『地検帳』登録総面積を算出すると、以北のブロックは三反二代五分才（九一七・二五分）、以南のブロックは一反一代一分（三六七分）となる。ところが、西町が想定される地区には町並の存在を推定させるような短冊型土地割は認められず、わずかに第二図SUMNの部分に長方形の区画が見られるにすぎない。そこで、この長方形区画の東西辺N—Sの長さ二七・五メートル（二四・四間）を西町の奥行と仮定し、この長さで前記各ブロックの面積を割ると、町並の延長は、以北のブロックが六三・七間（二二・六メートル）、以南のブロックが二五・五間（四八・七メートル）と算出される。この長さは第二図では、それぞれO—X、O—Z間の長さにはほぼ対応する。

以上の考察によって、『地検帳』に登録された岡豊新町が、現在の小字「市屋敷」と「中川原」との境界をなす東西方向の道路、および小字「西山田」の中央部を縦貫する南北方向の道路にそって町並をつらね、町並の総延長は、東西街路沿いの北町が九六・一間（一八三・五メートル）、同南町が八六・四間（二六四・九メートル）、南北街路沿いの東町が七三・三間（一四〇メートル）、同西町が八九・二間（二七〇・三メートル）であったことがほぼ確認される。

また、この考察の過程で想定してきた各街区のプランを組み合わせ、岡豊新町全体のプランを図示すると第三図のようになる。この図には各屋敷の品等および名請類型をも示し、これらの点を具体的なプランとの関係で読み取れるようにしたが、内容的には第一章で前述した事項に追加すべきことはほとんどない。各屋敷の平面形は、南北街路西町を除いて、大部分が細長い短冊型を示し、かつて報告した高岡郡高岡市や幡多郡中村市のそれに類似している。西町を構成する屋敷の平面形はブロック型に近く、これは吾川郡弘岡市や高岡郡黒岩新町のそれに近似している。いま、第三図で想定した各



第3図 岡 豊 新 町 の プ ラ ン

第2表 岡豊新町市屋敷の間口広狭別筆数

間 口	南北街路		東西街路		合 計
	西 町	東 町	北 町	南 町	
1 間	筆	3筆	筆	1筆	4筆
2 間			2		2
3 間	1	8	6	9	24
4 間	1	4	5	3	13
5 間	1		1	1	3
6 間	1	3	1	2	7
7 間	4			1	5
8 間	2		3		5
9 間		1			1
10 間		4			4
11~15 間	2		1		3
16~20 間				1	1

を「ヤシキノ分」に平均すると、その間口は三間代ということになる。

屋敷の間口を、その広狭別に集計して表示すると第二表のようになり、西町では七間代の間口が卓越するのに対し、それ以外の街区では三〜四間代の間口が多い。南町に一筆みられる間口一六間代の屋敷は、『地検帳』に「五ヤシキノ分」と注記されているもので、これ

- ① 松本豊寿、前掲書一五四ページ。
- ② 横川末吉『長宗我部地検帳の研究』高知市立市民図書館、一九六一年によれば、『地検帳』の検地尺は太閤検地と同じ六尺三寸筆であった（六一ページ）。従って、その一間の長さは、一・九〇九メートルとなる。
- ③ 拙稿、前掲論文（一九七一年）六三二ページ。
- ④ 拙稿、「戦国末期における土佐中村（要旨）」『人文地理』二六―五、一九七四年。
- ⑤ 拙稿、前掲論文（一九七二年）四七ページ。
- ⑥ 拙稿、前掲論文（一九七七年）四七〜五一ページ。

三 岡豊城下における岡豊新町——その位置付けと盛衰——

それでは、上述してきたような岡豊新町は、戦国大名長宗我部氏の城下岡豊全体の中ではどのような位置付けを有し、どのような状況のもとで形成され、衰えていったのであろうか。もとより、これらの事項を直接的に物語ってくれる史料は今日まったく残されておらず、この場合もまた『地検帳』の記載を拠り所とした景観の復原と、長宗我部氏をめぐる戦国期の状況を検討することによって考察を進めざるを得ない。

まず、『地検帳』をもとに、岡豊城下の景観的特色を検討することからはじめよう。この点に関連して、松本豊寿氏が岡豊城下の給人居住域を分散したワイラ群として理解しておられたことは冒頭に述べた通りである。筆者もまた、結論的には同氏の所説に従いたいと考える訳であるが、この点を確認するためには、岡豊城下付近の村落と土地利用（地目構成）の状況を知ることが必要となる。

そこで、『地検帳』記載の小村ごとに地目別面積と屋敷数を集計し、土居や社寺などを注記して作成したのが第三表である。『地検帳』は、江村郷所属の小村二カ村と、江村郷北部に位置する白木谷の滝ノ下名以下七名を記しているが、ここには小村名の明記されている二カ村のみを表示した。

この表を一見してわかるように、小村の規模は小さきまぎまで、面積では中島村の五四町一反余、富崎村の四一町七反余から下野村の七反弱にまでおよび、一〇〇町程度の小村が比較的多い。一方、屋敷数では清山寺村の一二五筆を筆頭に、吉田村六三筆、富崎村五五筆と続き、小さいものでは中ノ川原村の屋敷は三筆にすぎず、千頭村に至っては屋敷を一筆も登録されていない。このように、小村ごとの面積と屋敷数との間にはほとんど相関関係がみられない訳であるが、かつて長宗我部地検帳を資料として土佐の近世初期村落を検討された大脇保彦氏は、江村郷の集落について、「多くの場合、宮や天神をもち、すでに地縁的な協同体を形成して」「近世的郷村を形成しつつあった」と述べておられる。^②

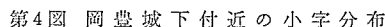
第3表 岡豊城下付近の小村（『江村郷御地検帳』——天正16年〈1588〉——による）

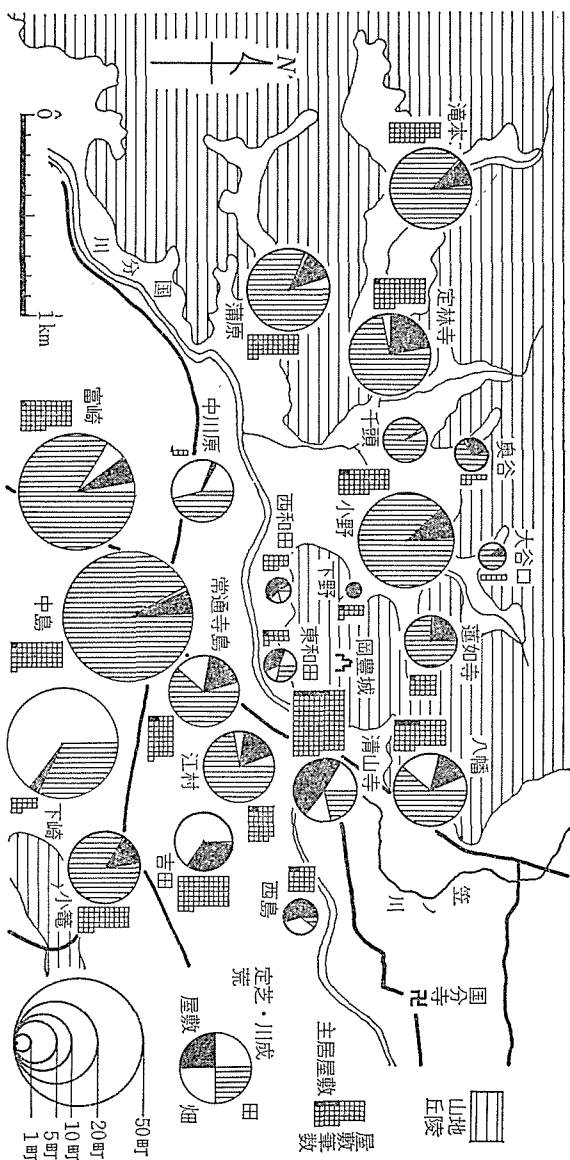
小村名	地 目 別 面 積					屋敷数	屋敷の 平均面積	土居・社寺など
	田	畠	屋敷	定芝・荒・川成等	合計			
下崎	123.反16.代4	1.反10.代5	7.反26.代1	252.反23.代2	384.反27.代0	12筆	188.1分	下崎寺
小籠	143. 22. 51	22. 0	21. 48. 1	3. 8. 2	169. 1. 21	43	153.2	小籠土居・永正寺
吉田		20. 0	36. 37. 1	71. 32. 1	108. 39. 2	63	175.0	吉田土居・東勝院・弓場
江村	112. 14. 1	6. 9. 2	26. 34. 5	8. 10. 51	153. 19. 11	34	288.5	日輪坊・源溶坊・大明神
常通寺島	94. 18. 2	25. 46. 11	28. 16. 111	5. 43. 51	154. 24. 411	41	207.3	常通寺
中島	503. 45. 501	3. 33. 2	32. 21. 21	1. 29. 21	541. 30. 001	51	190.8	土居ヤンキ・当蔵寺・滝之宮・中之宮
富崎	350. 44. 011	26. 37. 31	30. 7. 0	10. 4. 0	417. 42. 401	55	164.4	富崎土居・仙蔵坊
中ノ川原	57. 13. 111	43. 36. 31	2. 16. 4	20. 37. 301	124. 4. 01	3	233.3	土居ヤンキ
蒲原	171. 4. 11	2. 9. 1	23. 44. 411	9. 31. 2	206. 39. 301	42	170.7	土居・延明寺・西宮
滝本	185. 38. 101	49. 31	21. 41. 01	3. 10. 1	211. 39. 001	37	176.9	滝本寺・土居ヤンキ
定林寺	141. 10. 21	6. 27. 0	42. 39. 4	5. 4. 3	195. 31. 31	54	237.7	定林寺・都卒寺・トイヤンキ
千頭	62. 49. 11	46. 0		5. 6. 0	69. 1. 11			
小野	249. 18. 211	39. 51	28. 10. 31	1. 22. 5	279. 41. 411	46	184.0	千頭土居・善楽寺・小野ノ古城・清山寺・土居ヤンキ・玄陽院・瑞応寺
下野	24. 0	3. 0	6. 18. 31		6. 45. 31	11	173.8	土居ヤンキ（2筆）
蓮如寺	64. 9. 201	47. 001	17. 47. 41	7. 5	83. 12. 0	20	269.3	谷御土居・蓮如寺・天神・石谷殿御
大谷口	18. 22. 301	12. 0	2. 9. 5		20. 44. 201	5	131.8	土居
奥谷	19. 15. 511	23. 1	7. 32. 411	48. 301	28. 20. 211	7	328.1	
八幡	112. 29. 401	32. 41. 4	27. 19. 3	11. 27. 0	184. 17. 501	54	152.2	兼序寺・トウセン寺・弥勒堂・土器ヤンキ・吉良五郎兵衛土居
清山寺	30. 30. 5	20. 36. 2	67. 15. 5	25. 19. 011	144. 2. 011	125	161.6	妙楽寺・報恩寺・金宝寺・御弓場・笠懸馬場・新町念仏寺・新福寺・東小野御土居
西島	3. 9. 411	12. 15. 0	18. 28. 31		34. 3. 201	25	222.9	西島土居ヤンキ・土居ヤンキ
東和田	7. 8. 21	4. 11. 4	9. 24. 411	4. 41. 51	25. 36. 411	11	259.0	今寺・地藏堂
西和田	3. 19. 5	2. 14. 001	8. 29. 51	1. 11. 1	15. 24. 511	13	198.4	隠溪寺
合計	2455. 16. 21	193. 41. 3	468. 21. 21	442. 20. 001	3559. 49. 201	752	186.9	

注）滝本・定林寺・小野・小籠の4か村に属する「キリ畑」1町5反15代2分は除く。

このような小村のうち、小字名にその名称を残しているものについては当該小字の所在地に同名の小村があったものと推定し、小字名にも集落名にも小村の名称を残していないものについては、『地検帳』記載のホノキ名と現在の小字分布図（第四図）とを対比することによって検地の順序を想定し、『地検帳』当時の小村の所在地を推定した。^⑤

0 500m





敷敷とを图示したのが第五図である。この図をみてまず第一に注目されるのは、国分川南岸の沖積平野に位置する中島村と富崎村、および岡豊山西方の小野村で水田率が高く、その面積も大きいことである。これらの地区には香長平野の統一条里と共通する条里制土地画が残されており、古代以来の安定的な耕地であったことが知られる。これらの小村に次いで水田率が高いのは、国分川以北の山麓部または小支谷に位置する滝本、定林寺、千頭、蒲原、大谷口、蓮如寺といった小村と、国分川南岸の江村、および香我美野（長岡台地）の南西縁に位置する小籠村であり、これらの地区は、その地形

的環境および後述する在地土豪の分布状況からみて、中世的耕地開発の主要舞台であったと推定される。

これに対して、香我美野の西端部に位置する下崎村や吉田村では定芝が過半を占めている。香我美野は、西方へ行くほど次第に沖積低地との比高を減じ、吉田村の付近で国分川南岸の氾濫原との間を限る段丘崖は、比高一メートル内外にすぎなくなっているのであるが、それでもなお検地当時には、台地面の耕地化があまり進んでいなかったことを示している。一方、国分川南岸の氾濫原に位置し、氾濫に伴う土地区画の乱れを現在もなお強くとどめている中川原村や常通寺島村、西島村、および山麓の緩斜面に位置する八幡村では、相対的に畠地の構成比が高くなっている。

このように、『地検帳』に示された岡豊城下付近の土地利用状況は、それぞれの地区の地形的条件や開発の経緯などを反映して一様ではなかったが、これらの地区全体では、『地検帳』に登録された総面積三五町九反四九代二分才のうち、水田は二四五町五反一六代二歩勺を占めて、水田率は六九・〇パーセントに達していた。これに次ぐ面積を有していたのは屋敷地の四六町八反二一代二分勺（構成比一三・二パーセント）で、畠地は一九町三反四一代三分（五・四パーセント）にすぎず、残る四四町二反二〇代才（二二・四パーセント）は定芝・荒・川成などと記された未利用地であった。

次に屋敷地の分布をみると、岡豊山麓に立地する清山寺、八幡、蓮如寺、下野、西和田、東和田の六カ村では相対的に屋敷地の構成比が高く、その地理的位置ともあいまって、これらの小村が岡豊城の直接的な城下域であったことを推測させる。これらに隣接して比較的屋敷地構成比が高い小野、常通寺島、江村、吉田、西島の五カ村は岡豊城下の郊外域を構成していたものであろう。これら一カ村以外の小村では、小支谷に位置する奥谷村の二七・〇パーセント、定林寺村の二一・九パーセントを除いて、どの小村も屋敷地の構成比が一三パーセント以下という低率にとどまっている。

また、どの小村の場合にも、一村の屋敷地全部が連続して『地検帳』に登録されているというケースはみられず、数筆ないし十数筆の屋敷地が連続しているにすぎない。このことは、天正年間のこの地域では、この程度の規模の屋敷群が点々と散在するワイラー景観が卓越していたことを示すものであり、それぞれの小村にはこのような屋敷群がいくつか含ま

れていた。

こうした中であって、吉田村から江村の冒頭にかけて、間に一〜二筆の田畠や松林を挿入しながらも、『地検帳』が合計六八筆という多数の屋敷を連続的に登録しているのは極めて異例のことであり、今日もなお明瞭な土墨遺構をとどめている吉田土居ヤシキを中核とするこの集落が、この地域では特異な存在であったことを示している。

いま、各小村について、屋敷地を名請している給人ごとに名請している屋敷数を整理すると第四表のようになり、江村郷の小村は、一人ないしは数名といった少数の給人によって屋敷が集中的に名請されている小村（A型）と、多数の給人が一〜数筆ずつの屋敷を分散的に名請している小村（B型）とに大別される。このように区分すると、さきに直接的な岡豊城下域を構成していたものと推測した六カ村は、八幡村を除いて、いずれもB型に相当する。八幡村の場

第4表 岡豊城下の小村別屋敷地名請筆数別給人数

小 村 名		屋敷 筆 数	給人数	屋敷地名請筆数別給人数							11筆以上名請している給人
				1筆	2筆	3筆	4筆	5筆	6～ 10筆		
城下域の小村	清山寺 (新町を除く)	53筆	28人	16人	6人	2人	2人	1人	1人	八幡領22筆	
	八幡寺	54	12	4	3	3			1		
	如野寺	20	16	10	2	3	1				
	下野	11	3	1			1		1		
	西和田	13	10	8	1	1					
	東和田	11	10	9	1						
郊外域の小村	小野	46	3	1						小野民部丞34筆、千頭金 千代11筆	
	常通寺島	41	30	24	3	1	2				
	江村	34	22	16	4	1			1	吉田次郎左衛門58筆	
	吉田	63	5	3	1						
	西島	25	15	7	5	2	1				
外縁部の小村	下崎	12	1							下崎寺12筆 江村千松36筆 中島千熊11筆	
	小籠	43	2						1		
	中島	51	26	16	5	1	2	1	3		
	富崎	55	21	11	2	3		2		蒲原又四郎31筆	
	中ノ川	3	3	3							
	蒲原	42	8	5	1		1				
	滝本	36	17	10	3	1	1	1	1	定林寺27筆、小野民部丞 11筆	
	定林寺	55	10	6				1	1		
	定谷	5	2	1			1				
	大奥	7	4	2	1	1					

合、その屋敷のうち特定の名請關係を示すのは、「八幡領」と記された二三筆と「八幡神主藤大夫給」の六筆であり、これらを岡豊城の鎮守として勧進された八幡社に関連する特殊例外的なものと解するならば、その他の屋敷はいずれも分散的に名請されている訳で、八幡村の屋敷もまたB型の名請關係を示すことになる。

これらの小村に外接して岡豊城下の郊外域を構成する五カ村は、A型の名請關係の示す小野、吉田の両村と、B型の名請關係を示す常通寺島、江村、西島の三カ村とにわかれ、この地区ではA型とB型が混在している。これらのうち、A型の小野村で二九筆の屋敷を名請している小野民部丞、同じく同村で九筆の屋敷を名請している千頭金千代、および吉田村で五七筆の屋敷を名請している吉田次郎左衛門は、それぞれ『地檢帳』に、

土居ヤシキ

同（小野村） 土居

一、老反 出卅三代
上ヤシキ

同 し

（小野民部丞給）

千頭土居ヤシキ

同（小野村） 土居

一、老反廿代 出廿七代二分
上ヤシキ 内五代荒

千頭 金千代 給

吉田土居ヤシキ

同（吉田村） 土居

一、老反六代 上ヤシキ
（所）

同 し
（吉田次郎左衛門給）

と記された土居ヤシキを登録され、土居ヤシキ所在地の地名を姓としている生え抜きの有力給人であった。

これに対し、郊外域の外方に点在する小村の場合には、屋敷数が一〇筆未満という小さな小村を除いて、どの小村にも六筆以上の屋敷を集中的に名請している給人が登録されており、A型の名請關係が卓越している。これらの中には、下崎村の下崎寺、滝本村の滝本寺、定林寺村の定林寺のように寺院が最大の給人となっている小村もみられるが、小籠村の江村千松（名請屋敷数三六筆、以下同じ）、中島村の中島千熊（一一筆）、富崎村の西和田勝兵衛尉（八筆）、同桑名丹後守（七筆）、

同中内藤三郎（六筆）、蒲原村の蒲原又四郎（三一筆）のような上級給人が中核をなしている。

さきに、松本豊寿氏が「中世以来の長い伝統をもつ」豪族屋敷村に系譜を引く給人屋敷のワイラーと規定されたのは、このようなA型の名請關係を示す集落であり、それらは岡豊城下の郊外域から外縁部にかけて卓越していることが注意される。

このような三圍構造を示す岡豊城下の核心部に相当するのが岡豊山東麓の清山寺村であり、そこには御弓場、笠懸馬場といった施設も存在し、岡豊新町の町並もまたこの村に含まれていた。それだけに、この清山寺村には一二五筆という屋敷が集中していたのではあるが、その屋敷地構成比は四六・七パーセントと、『地検帳』に登録された清山寺村総面積の半分にも達せず、この村には三町三〇代五分（二一・三パーセント）の田地と、一町三六代二分（一四・四パーセント）の畠地、それに二町五反一九代勺才（一七・六パーセント）の荒地や定芝・川成等が含まれていた。

清山寺村におけるこれらの地目の分布をより詳細に検討するため、『地検帳』に記された二三のホノキごとに地目構成を集計すると第五表のようになる。これらのホノキのうち今日もなお小字名として遺存するのは西山タ（西山田）、中尾、ホコノウチ（鉾ノ内）の三ホノキにすぎないため、ホノキ相互間の位置關係は必ずしも明確ではないが、さきに現地比定を試みた新町の二本の街路や『地検帳』の登録順・検地順序、さらには第二図に示したような土地区画の遺存状況などを手懸りとして考えると、清山寺村の屋敷の多くは、岡豊山東麓の小字「米ヶ内」から「西谷」、「中尾」にかけて立地し、その配列にはほとんど計画性がみられなかったものと推定される。

これらの屋敷地の東方、笠ノ川との間にひろがる狭小な沖積低地を占め、その中央部には新町の南北街路が想定された小字「西山田」として名称を伝えるホノキ「西山タ」には、一三筆、一町一反余の田地が登録されており、これに隣接していたと推定されるホノキ「クヒアナ」にも四筆、七反余の田地が記されている。このことは、新町の南北街路が周囲を田地に囲まれていたことを推測させるものであり、岡豊城下の核心部においてすら、城下の主要な構成要素相互が田畠や

第5表 岡豊城下核心区(清山寺村)のホノキ別地目構成

ホノキ名	田		畠		屋敷		荒・定芝・川成等		合計		備考
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	
クヒアナ	4筆	7.反37.代31	1筆	反12.代2	1筆	1.反9.代31	筆	反代	6筆	9.反9.代3	主居ヤシキ1筆 土居
西山タ	13	11. 15. 301	1	3. 31	3	2. 17. 111			17	13. 36. 21	
清山寺ヤシキ			1	24. 2	12	7. 35. 0			13	8. 9. 2	主居ヤシキ3筆
小山	1	1. 45. 51			2	43. 21			3	2. 39. 2	
妙楽寺ヤシキ					3	1. 10. 5			3	1. 10. 5	妙楽寺
中尾			3	1. 12. 411	3	1. 38. 5			6	3. 1. 311	
報恩寺					4	2. 14. 31			4	2. 14. 31	報恩寺
南ノヲカ					1	1. 16. 4			1	1. 16. 4	
金宝寺ヤシキ			2	1. 10. 41	3	1. 8. 111			5	2. 19. 001	金宝寺
御弓場			2	1. 43. 101			1	4. 21. 40	3	6. 14. 51	
馬場					3	1. 25. 5			3	1. 25. 5	笠懸馬場
神母サキ	1	1. 30. 0	3	5. 10. 1					4	6. 40. 1	
イテマイ					1	1. 2			1	1. 2	
ホコノウチ			3	2. 6. 3					3	2. 6. 3	
山サキ	1	18. 1							1	18. 1	
新町(南北街路)					35	12. 33. 201			35	12. 33. 201	
東ヲノ	3	2. 13. 5	1	28. 0	1	1. 35. 0			5	4. 26. 5	新町念仏寺 東小野御土居
寺前	1	3. 35. 4			8	4. 7. 001	1	1. 14. 0	10	9. 6. 401	
ナイホウ	2	1. 11.	1	7. 2	2	3. 0. 311			5	4. 18. 511	
ナカラカキ					1	1. 39. 3	2	10. 48. 4	3	12. 38. 1	
新町(東西街路)					37	19. 46. 401			37	19. 46. 401	新福寺
ヲノノ前			2	1. 15. 0			1	5. 15. 41	3	6. 30. 41	
北川原			4	6. 12. 2	3	2. 37. 41	2	1. 34. 0	9	10. 34. 01	

荒地・定芝などによって隔てられていたことを示している。

このように、岡豊城下全体としては統一的なプランを欠除していたと推定されるのであるが、新町のみに限っては、前述したように、町並のプランに一定の計画性が認められる。しかもそれは、南北街路と東西街路とは性格を異にし、南北街路でも東町の北半部と南半部とは様子が違っている。この、ブロックごとに異なるプラン上の差異は、新町の形成過程を反映するものであろう。

この点について筆者は、今のところ次のように考えている。長宗我部氏は、南北朝・室町時代には、国人領主の一人として守護細川氏に属して活躍していたが、この時代には守護代細川氏の居城田村土居ですら市場集落程度の流通拠点しか有していなかったの^⑧であり、その一被官にすぎなかった長宗我部氏は、自ら市立てを行うほどの力は有せず、その居城に近い国分寺の門前で開かれていたと推定される市場を利用していたであらう。

応仁・文明の乱が起り、細川氏の土佐国支配が終ると、土佐は戦国時代に突入し、『長元物語』に「大名七人御所一人」と記された群雄割拠の時代に入った。この時代の長宗我部氏は、末席ながらも「大名七人」のうちに数えられる有力国人に成長していた。しかし、永正五年（一五〇八）には本山・山田・吉良・大平氏ら諸豪族の攻撃を受け、岡豊城は落城して、城主長宗我部兼序は城と運命を共にした。^⑩

その後、長宗我部氏が再び本領を回復したのは永正一五年（一五一八）であり、長宗我部国親は岡豊城を拠点として勢力を拡大していった。この時期に長宗我部氏は城下の一面に市立てを行なったものと推定され、新町南北街路の東町北半部はその名残りを示すものであろう。国親の死後、家督を引き継いだ元親は、着実にその支配地域を拡大する一方、新町では南北街路南半部の町立てを実現した。『地検帳』清山寺村の一筆に、

同し（西山タ）ノ南道ソエ

一、廿七代三分才 上 新町小路ノカヘニ
(所)

同（清山寺村）福留華人扣

兼序 寺 衆 寮 田

とあり、「新町小路ノカヘニ」という注記は、「西山タ」の田畠をつぶして新町の町立てが行われたことを示している。

次いで、長宗我部元親が高知平野のほぼ全域を掌中に納め、土佐一国の統一を達成する頃、新町東西街路の町立てが行われた。この街路の市ヤシキは一筆二〇代を基準とする画一性が強く、その平面形は元亀・天正初年頃に建設されたと推定される高岡郡高岡市のそれとの類似性が強い。

このような段階を追って整備されてきた新町は、岡豊城下でこそ異彩を放つ計画的な都市的集落であったが、天正年間（一五七三～九一年）の土佐国内における市町としては、規模の点で高岡市、中村町に次ぐものであり、土佐一国の中心集落というにはほど遠いものであった。

天正一三年（一五八五）、豊臣秀吉の軍門に降り、土佐一国の知行を許された長宗我部元親は、豊臣政権下の近世大名へと転換していく訳であるが、その一環として実施されたのが天正一六年の大高坂移転であり、本稿がおもな拠り所とした『地検帳』の検地が実施されたのもこの年であった。元親の大高坂移転にもかかわらず、『地検帳』に記された新町は、第一章で述べたようにほとんど明屋がなく、なおも市町としての機能を持続していた。

一方、同じく天正一六年に検地が実施された『大高坂地検帳』には、六町七反十代の土地が新市の用地として登録されている。岡豊新町の商工業者達はこの地への移転が予定されていた訳であり、慶長三年（一五九八）の「中五郡代官庄屋」^③に、

一新市

代官
目代

久武内蔵介

と明記されているところを見ると、この時期にはほとんどすべての移転が完了し、岡豊城下の新町は廃墟と化していたものと推定される。

① 松本豊寿、前掲書一四九～一五一ページ。

② 大脇保彦「土佐における近世初期村落について——長宗我部地検帳による若干の考察——」『人文地理』二二三、一九六〇年、五五ページ。

③ 高知市立市民図書館蔵。

④ 平尾道雄「土佐藩郷村調査書」「土佐史談」八一～八七、一九五二～五五年。

⑤ 例えば、『地検帳』は、清山寺村の田畠屋敷を八幡村と西島村の間

に連続して登録しており、そこには第四図にもみられる西山タ（西山田）、中尾、ホコノウチ（銚ノ内）といったホノキ名が含まれている。このことから、『地検帳』当時の清山寺村が、今日では大字八幡の南半部に含まれている岡豊山東麓一帯を占めていたことが推定される。

⑥ 大脇保彦「高知県香長平野における糸里型地割分布について」藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究（上）』大明堂、一九七八年所収。一六六ページ。

⑦ 松本豊寿、前掲書一五〇ページ。

⑧ 島田豊寿「田村細川城館と守護代町について」『土佐史談』一一九、

本稿は昭和五二年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）による研究の一部である。本稿作成のための現地調査や資料蒐集にあたって種々の御教示を頂いた島田豊寿、大脇保彦、広谷喜十郎の諸氏、および資料蒐集の便宜をお計り頂いた高知県立図書館、南国市役所の関係各位に心から謝意を表する。

本稿脱稿後、昭和五三年八月一五日に島田豊寿氏が逝去された旨の報に接した。生前の暖かい御指導、御鞭撻に感謝し、本稿を氏の霊前に捧げた。

一九六八年、一〇ページ。

⑨ 国分寺の門前には、今日もなお「市場」、「東古市」といった小字名が残されている（第4図参照）。

⑩ 山本 大『土佐長宗我部氏』戦国史叢書八、新人物往来社、一九七四年、七一～七五ページ。

⑪ 拙稿、前掲論文（一九七一年）六三五ページ。

⑫ 拙稿、前掲論文（一九七一年）六三二ページ。

⑬ 高知県『高知県史、古代中世史料編』、一九七七年、四三三ページ。

Market District in *Okô* 岡豊, Castle Town under the Rule
of the *Chôsokabes* 長宗我部氏 *Sengoku-Daimyô* 戦国大名

by

Kentarô Kobayashi

Okô-shinmachi 岡豊新町 was the market district in a castle town, *Okô*, under the rule of the *Chôsokabes*, *sengoku-daimyô*. This article aims at representing its landscape and investigating its character and its rise and fall. It is a part of a historical geographical study on the local central places in *Tosa* 土佐 Province from the last years of the civil wars to the early days of the modern ages, which the author has been making for some years.

According to the *Chôsokabe's Cadastre Books* 長宗我部地検帳, *Okô-shinmachi* consisted of 72 *hitsus* 筆 (lots) and covered 3 *chôs* 町 2 *tans* 反 and 30 *daishakus* 代勺 (35,643 m²) in extent. It was located in an alluvial lowland at the east foot of *Okô* Castle, constituting the heart of the town. There were two streets, which ran in two directions, one from south to north and the other from east to west, making two different types of street with regard to the constitution of *naukenins* 名請人 (copyholders) of houses and lots and the planning of the streets. These differences must be due to the disparities in the times and the backgrounds of their construction.

Although one of the largest among more than 20 local places in *Tosa* at the end of the 16th century, *Okô-shinmachi* had not yet grown up to be a city whose activity would cover *Tosa* Province wholly.